

下妻市国民健康保険運営協議会 会議録

1	開催日時	令和3年8月12日(木) 午後3:00～午後4:03
2	開催場所	市役所第二庁舎3階大会議室
3	出席者	<p>【委員】※12名中9名出席</p> <p>公益代表：高橋委員、初澤委員、平石委員、廣瀬委員 被保険者代表：大月委員、飯村委員、谷田部委員、淀縄委員 保険医・保険薬剤師代表：飯塚委員</p> <p>【保険者】 菊池市長</p> <p>【事務局】 森保健福祉部長、谷口保険年金課長、小須田保険年金課長補佐兼保険年金係長、佐久間保険年金係長</p>
4	主な内容	<p>(1) 令和2年度下妻市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について</p> <p>(2) 下妻市国民健康保険条例施行規則の一部改正について(新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給期間の延長) (報告)</p> <p>(3) 国民健康保険税の税率等について (※諮問)</p> <p>(4) その他</p>
5	協議結果	<p>(1) 令和2年度下妻市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について 【事務局】 令和2年度決算書をもとに説明。⇒資料1</p> <p>(2) 下妻市国民健康保険条例施行規則の一部改正について(新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給期間の延長) (報告) 【事務局】 支給期間を本年9月30日まで延長することを説明。⇒資料2</p> <p>(3) 国民健康保険税の税率等について (※諮問) 【事務局】 市長から諮問された保険税の税率等を説明。⇒資料3</p> <p>① 保険税の税率改正案を説明。なお、資産割及び平等割の廃止に伴う保険税の減収分は、所得割及び均等割に振り分けることになり、資産割を負担していない世帯や世帯構成員の多い世帯は、税負担が増える傾向にあることから、国民健康保険支払準備基金の一部繰入れにより、税負担の抑制を図ります。</p> <p>② 前年の世帯の総所得額が一定基準以下の場合、改正案の均等割額をもとに、減額を行います。</p> <p>③ 普通徴収の納期に、2月納期の第8期を追加します。</p> <p>④ 子育て世代の負担を軽減するため、令和4年度に新設される県国保特別交付金及び国民健康保険支払準備基金の一部を活用し、20歳未満の被保険者を対象にした均等割額の減免措置を新設します。</p> <p>【委員】 資産割の課税状況は。 【事務局】 現在の課税方式は、資産割を含む4方式であり、固定資産税を納めている方には資産割がかかっています。資産割については、固定資産税と国保税の資産割で二重の課税ではないかとの意見もあり、県においても、今回の2方式化により、資産割を廃止するというかたちで進んでいます。</p>

(続)

5 協議結果	<p>【委員】 固定資産税が多くかかっている人は、改正後の保険税は安くなるということですか。</p> <p>【事務局】 固定資産税を多く納付されている方は、2方式化にともない税額が安くなる傾向にあります。逆に、資産税がかからない方は保険税の負担が増える可能性があります。</p> <p>【委員】 課税の上限は決まっていますでしょうか。</p> <p>【事務局】 現在の課税の上限額は、医療分が63万円、後期分が19万円、介護分が17万円で、合計99万円が限度額になります。</p> <p>〔※出席委員全員の賛成により、諮問の通り、決することになった。〕 〔※答申の作成及び委員の意見集約等については、新型コロナウイルス感染症の感染リスク低減のために、書面審議により行う。〕</p> <p>(4)その他</p> <p>【事務局】 地域密着型サービス運営委員会委員の選任、運営協議会委員の任期等について説明。</p>
6 問合せ先 (事務局)	下妻市役所 保健福祉部 保険年金課 電話 0296-45-8124 (直通)